

的ニテ商品ノ價額ヲ決定シタ時ハ、其ノ決定サレタ價額ガ公平ナル市價ト見做サレル。
若シ一個ノ荷造中其送狀ニ記載サレナイ商品ヲ包含シ居ル場合ニハ、其封入物ノ没收ヲ免ル爲メ送狀面ニ例ヘバ「三個封入」等ト摘記スベキデアル。

收稅大臣ノ承認ヲ得タ送狀雛形トイフモノガアルガ、(右省略)輸出者ハ此ノ他各自ノ形式ヲ用ヒテモ差支ナイ、但シ「加奈陀ニ於ケル買手ヘノ賣價」船積時ニ於ケル公平ナル市價」及「製造又ハ生産國」又ハ「原產地國」ノ欄ハ必ず設ケナケレバナラヌ。此等ノ頭書ハ手記、印刷、又ハスタンブ等自由デアル。證明書ハ輸出者之ニ署名ヲナシ、送狀ノ表又ハ裏ニ手記、印刷又ハスタンブヲ押捺スルヲ要シ單ニ糊ニテ貼付スル如キコトヲシテハナラナイ。

英國特惠關稅、或ハ協定又ハ中間關稅ノ特典ヲ受クル商品ハ他ノ商品ト區別シテ送狀ヲ作ル必要ガアル。此特典ヲ受クル商品ノ原產地證明ハ、直接其商品ガ加奈陀向ニ輸出サレル國ニ於ケル輸出者ガ之ニ署名スルヲ要スル。

一九三〇年十二月一日以後英國特惠關稅ニヨリ輸入サレル綿絲及綿織物ニツイテハ、英國産包有量二分ノ一ノ規定ガ三分ノ一ニ減少サレタ。從テM.B及N.B式ノ送狀ニ於ケル原產地證明Bハ上記ノ通關ニ用フルニハ夫々變更ノ必要ガアル。

通貨證明書

第五十五條第三項ノ規定ニヨリ必要ナル領事、加奈陀商務官又ハ銀行ノ通貨證明ハ左ノ形式ニヨル。

CURRENCY CERTIFICATES

The currency certificate of a Consul, Canadian Trade Commissioner or Bank required under the provision

of Section 55, subsection 3, shall be in form as follows:—

Date.....

I certify that at the date of exportation of the goods described in the within or annexed invoice, the true value of the currency in which the invoice is made out, as compared with the standard dollar of Canada, is at the rate of..... (Dollars-cents)

per.....(Unit of currency of invoice).....

註一、本證明書ニ於ケル通貨トハ商品ガ直接加奈陀宛輸出サレタ國ノ通貨ニシテ、且ツ送狀面ニ記載セル國內消費價ノ表記貨幣ヲ指ス。

註二、第五十五條ハ一八七頁參照

運賃割戻

稅關規定ニアル通り何時ニテモ船積シ得ル状態ニ於ケル商品(輸出國ニ於ケル加奈陀購買者ニ對スル)實際ノ賣價ヲ稅關徵稅官ガ決定スルニ當リ其參考ニ資スル爲メ、輸出者ハ加奈陀向輸出品ノ送狀面ニ其貨物ニ對スル運賃前拂額、並ニ輸出者ガ加奈陀ノ購買者ニナシタル運賃歩引高ヲ明示スベキモノデアル。

送狀作成ノ際ニ運賃歩引高ガ未定ノ場合ニハ、輸出者ハ送狀價額ヨリ歩引サルベキデアルト云フ事ヲ送狀面ニ明記スレバ充分デ、輸入者ノ方デ其歩引高ヲ記入スルコトガ出來ル。

課稅ノ爲メニスル評價

608
257

第三十五條 一、加奈陀輸入品ニ對シ從價稅ガ課セラレル場合ニハ、課稅價額ハ其商品ガ加奈陀向直接輸出サレタ當時ニ於ケル其國ノ主要市場ニ於ケル國內消費ノ爲メノ公平ナル販賣市價ヲ以テ決セラレル。

二、外國產ノ商品、製造品又ハ天產品ノ輸入ノ場合其國ノ貨幣ガ實質下落シ居ル場合ニハ、其課稅價額ハ同種品ガ英國ニ出來ルモノナルトキハ英國ヨリ輸入セル英國品ノ價額ヨリ低カラザルモノトス。

三、英國内ニ同種品ガ製造又ハ生産サレザル場合ハ、右課稅價額ハ貨幣價值ノ低下セザル他ノ歐洲國ニ産シタル同種品ノ價額ヨリ安カラザルモノトス。

四、大臣ハ斯ル商品ノ價額ヲ決定スルコトヲ得ル、決定セル價額ハ他ノ規定ナキ限り、此種商品ニ對スル税金算出並ニ賦課サルベキ評定價額デアアル。

第三十六條 (一) 斯ノ市價ナルモノハ所謂實際商取引上ノ公正ナル市價ニシテ、即普通取引ニテ賣却サレル値段デアアル。而テ如何ナル場合ニ於テモ加奈陀向輸出ノ時及場所ニ於ケル一般卸賣商ニ對スル賣價以下ナルヲ得ナイ。

(二) 新規商品ノ課稅價額ハ、加奈陀向輸出時ニ於ケル同種品ノ實際生産原價ニ賣價並ニ利益トシテ適當ノ歩合ヲ加ヘタルモノヨリ如何ナル場合ニ於テモ安カラザルモノトス、而シテ正當ナル歩合ノ構成部分ヲ判定スルハ大臣ガ唯一ノ裁判官デ且其決定ハ最終デアアル。

第三十七條 加奈陀輸入商品ノ公正ナル市價ヲ決定スル場合ニ、其商品ノ賣價ガ製造者又ハ生産者或ハ之等ノ代理人ニヨリ公表サレ居ルモノナル時ハ、關稅審議會長 (Governor in Council) ハ其公表賣價ヨリ差引ク割引歩合ヲ時々決定スル、而シテ右ノ歩合ニテ割引ヲナシタル公表賣價ハ右審議會命令 (Order in Council) ニ記載セル此種製造

又ハ天產物ノ公正ナル市價ト見做サル。

第三十八條 加奈陀關稅評定官、及其代理者或ハ徵稅官ハ、輸入商品ノ送狀又ハ宣誓書ノ如何ニ不拘、其權限内ノ手段方法ヲ以テ輸出ノ時並ニ直接加奈陀向輸出サレシ國ノ主要市場ニ於ケル該商品ノ實際上ノ且公正ナル市價ヲ調査、鑑定、評價スベキモノニテ、必要ナル場合ニハ重量容積又ハ其他ノ數量並ニ市價ヲ調査決定スベキモノデア

ル。
(一) 加奈陀向委託商品ガ積出後輸入前ニ加奈陀ニ在ル商人ニ賣約サレタ場合ハ、其商品ノ課稅額ハ、加奈陀購買者ニ對スル仕切値段ヨリ、加奈陀向直接輸出シタル地ニ於テ船積後其商品ニツキ支出セル諸掛ヲ差引キタル額ヨリ小額ナルヲ得ナイ。

(二) 同一荷造内ニ同一原料ヲ用キタル商品、或ハ同種ナルモ異レル性質ノ商品ガ包含サレ、諸掛又ハ仕切價額ガ平均ニテ表シアル場合ハ、評定官ハ其荷物中ノ最良品ノ價額ヲ全體ノ平均價額トシテ採用スル、從テ税金ハ之ニ基キ課稅サレル。

(三) 稅關總局ハ各國ノ主要市場又ハ課稅ノ爲メノ商品ノ公正ナル價額ニ關シ、評定官又ハ徵稅官ノ決定ヲ審議スルコトヲ得ル、如何ナル場合ニ於テモ右主要市場及商品價額ニ關スル總局ノ決定ハ大臣ノ承認ヲ經タ場合ハ、本法ニ例外規定ナキ限り最終デアアル。

(四) 在加奈陀輸入者ノ購入當時商品ノ公正ナル市場價格ガ其輸出當時ヨリ下落アリタル場合ノ外、如何ナル場合ニ於テモ税金算出ノ標準ハ商品ノ仕切價額以下ナルヲ得ナイ。

(五) 課稅價額ノ決定ニハ輸出國ニ於ケル國內商取引上行ハルル割引又ハ値引ハ計算サレナイ。

第三十九條 商品ノ公正ナル市價ハ他外國政府ガ與フル割戻金、並ニ其商品ノ輸出或ハ輸出計劃、又ハ其販賣及使用ノ地方的制限ニ對スル權利ノ爲メニ輸出入業者又ハ利害當業者間ニ特別取定メタル手心、及特約販賣割戻料又ハ同商品ガ加奈陀向輸出スル國ニ於テ販賣賃賃ノ場合ニハ平常支拂ハル機械又ハ商品ノ使用料及費用ヲ含メラルモノデアル。

(二) 此種割戻、手心、特約割戻金、賃賃料又ハ使用料ガ、通關貨物ノ送狀面ノ商品價額ヨリ控除サレ、又ハ送狀ニ明記ナキ場合ハ、徵稅官又ハ取扱官吏ハ上記各種ノモノヲ加算シテ正規ノ稅額ヲ拂ハシメル。

第四十條 既ニ支拂ハレ又ハ支拂ハルベキ割戻料、該商品ノ輸出ニ關係ヲ有スル賣買者間ノ特約、又ハ其販賣ニ關スル地方的特權、專賣品販賣特約戻金(但シ輸出スル爲メニ買入レル時ニハ支拂ハレザルモノ)、或ハ其他特別ノ値引行ハレルヲ理由トシテ輸入商品ノ價額ヨリ之ヲ控除スルコトハ一切認メラレナイ。

但シ本規定ハ市價ノ一般ノ高低ニハ適用セザルモノト解スベキモノデアル。

第四十一條 左ノ如キ商品ノ價額決定ヲ困難ナラシムル事情又ハ條件ニテ加奈陀ニ輸入サレル時ハ、大臣ハ其課稅價額ヲ決定スルコトガ出來ル、其決定價額ハ特別規定ナキ限り稅金ノ算定、賦課サルル價額デアル。

(a) 生産國ニテ使用又ハ消費ノ爲メ販賣サレナイモノ、

(b) 其商品ノ賃借權又ハ使用權、(所有權ニアラズ)ガ賣却又ハ處分サレル時、

(c) 其商品ガ特約關係ヲ有シ、其特約權ガ不安定又ハ其他ノ理由ニテ商品價額決定ニツキ信賴シ難キ時、

(d) 其商品ガ通常又ハ専ラ代理店ガ販賣シ又ハ代理店ニ賣却サレ、又ハ豫約ニヨリ販賣サレル時、

(e) 其商品ガ特別ノ方法及條件ノ下ニテ販賣又ハ輸入サレル時。

第四十三條 (一) 大臣ノ報告ニ基キ商品ガ加奈陀ニ賣約又ハ委託ニテ輸入サレ、爲メニ加奈陀生産者又ハ製造家ノ利益ガ侵害サレルモノト審議會長ガ思考スルトキハ、會長ハ何時ニテモ大臣ヲシテ此種商品ノ課稅價額ヲ決定セシムルコトガ出來ル。其決定價額ハ本法ニ如何ナル規定アルニ拘ハラズ、公平ナル市場價額ト見做サレル。

(二) 大臣ニ對シ此種商品ノ課稅價額決定ノ權限ヲ付與スル審議會長ノ命令並ニ此權限ニ基キ大臣ガ決定シタ價額ハ最近號ノ「加奈陀ガセツト」ニ公表サレル。

第四十四條 荷造費用ガ送狀中ニナイ場合デモ、其推定價値トシテ送狀商品價額ヨリ減額ヲナスヲ得ナイ、若シ其費用記載アル時ハ係リ官ハ其費用ガ公平ニテ正當ナルヤ、且ツ其實際原價以上ナラザルヤ検査スベキデアル。

第四十五條 荷造費用、藁、綱、繩、紙、針金、及其卷付又ハ切斷費、其他商品ノ船積ノ準備並荷造トシテ要シ又ハ要シタリト云フ費用ハ一切之ヲ送狀面商品價額ヨリ控除スルヲ得ナイ。此種諸掛及費用ハ課稅價額ノ一部トシテ包含サルベキモノデアル

通 貨

第五十五條 (一) 商品ノ送狀ハ其仕向國ノ貨幣又ハ貨物ガ實際ニ購入サレタ貨幣ヲ以テ表スベキモノニテ、其商品價額ニツキ眞實ナル記載アルヲ要スル、且ツ其貨幣ニテノ課稅價額ヲ算定スルニツキ用フル率ハ權限アル審議會長ガ時々發布公示スル。

二、指定換算率ハ加奈陀ノ標準弗ニ對スル外國ノ標準硬貨又ハ通貨ノ實際價値ニ基クベキモノトス。

三、通貨ノ價値ガ公示サレナイ時、一定ノ標準價値ナキ時、又ハ何等カノ原因ニテ通貨價値ガ下落又ハ騰貴シタル

時ニハ、其國駐在ノ領事又ハ商務官ノ證明又ハ銀行ノ證明ヲ送狀ニ添附スルヲ要シ此證明ニハ價額變動程度(範圍)或ハ送狀作成ノ通貨ニテ輸出當時ニ於ケル商品ノ實際價額ヲ加奈陀標準弗ト比較シテ示スベキモノトス、但シ徵稅官ハ加奈陀向輸出ノ時及地ニ於ケル爲替相場ニテ爲替取組銀行ガ立證セル換算率ヲ以テ課稅價額ヲ算定スルコトガ出來ル。

四、上記ノ如ク通關ノ時ニ於テ、領事又ハ商務官ノ證明ニヨリ、又ハ銀行證明書ニヨリ通貨價格ガ決定サレタル時ハ、其率及價格ハ最終ニシテ、其後如何ナル證明書提出サルルモ訂正ヲ許サナイ。

五、凡テ此種送狀ハ誠實ニ輸出入者間ノ取引ヲ記載シ、カートン、箱、包ノ代金及加奈陀向積出ス迄ニナス一切ノ費用ヲ包含スル商品賣價ヲ眞實詳細ニ記スベキモノニテ、實際輸出者ニナシタル割引以外一切送狀面ニ記載シテハナラナイ。

原産地名ヲ記載スベキ商品ノ種類

(關稅定率表ニ基クモノ)

第十六條 命令ニ記載セル商品ニシテ加奈陀ニ輸入サルルモノハ其原産地ノ明ル様英文又ハ佛文ニテマーク、スタンプ又ハレッテルヲ附スベキモノニテ、其後ノ貼紙又ハ取附物ノ爲メニ蔽ハレ又ハ不明瞭トナラザル場所ニ之ヲナスヲ要スル、而シテ之ヲナスベキ命令ハ審議會長ガ必要ト考フル時ニ發セラレル。上記ノマーク、スタンプ、レッテルハ商品ノ性質上出來ル丈ケ抹消シ得ズ且永久的ニ之ヲナスベキモノトス。

本條ニヨリ審議長ガ發シタル命令ハ加奈陀カゼットニ公表ノ日又ハ該命令ニ施行期日ノ定メアル中ハ其日以後效力

ヲ發生シ、其明記ノ期日又ハ若シ期間明記ナキ時ハ其廢止又ハ變更サルル迄有效デアル。審議會長ノ命令效力發生後加奈陀ニ輸入サルル商品ニシテ本令ニ從ハナイモノハ、其商品ノ課稅價額ヲ基準トシテ從價一割ノ追加稅ヲ課セラレ、之ニ加フルニ其商品ガ稅關監督ノ下ニ輸入者ノ費用ニテマーク、スタンプ、又ハレッテルヲ附スル迄稅關ニ抑留サレル。

若シ又斯カル輸入品ノマーク、スタンプ又ハレッテル附ニ關スル規定ヲ犯ス者アル時、又ハ之ニヨツテ表記サルベキ事項ヲ隱蔽スル意思ヲ以テマーク、スタンプ、レッテルヲ汚損、破壊、取除ケ、改變又ハ不明ナラシムル者アルトキハ、千弗以下ノ罰金、一年以内ノ禁錮、又ハ罰金及禁錮ノ兩刑ニ處セラレル。

收稅大臣ハ本條項ヲ實施且勵行スル爲メ必要ト思惟スル規定ヲ作ルコトガ出來ル。

一九二二年九月二十一日附(一九二三年六月十一日附並ニ一九三〇年五月十三日附ニテ修正)一九二六年九月二十二日、及一九二九年六月二十四日附命令ニヨリ、左記種類ノ商品ハ關稅法第十六條記載ニ該當スルモノデアル。

一、書籍繪畫ヲ含ム一切ノ印刷物又ハ石版印刷物、但シ明瞭ニマークヲツケ得ズ且ツ直徑一吋以下ノ封緘、切符及レッテルヲ除ク。此場合第一ノ荷造又ハ包裝ハ一般規定ニヨリマークヲ附スベキモノデアル。

輸入印刷物又ハ石版刷ノ細長キ切れ、小片又ハロール形ノ封緘、切符又ハレッテルニシテ直徑一吋ヲ超ヘザル短片、又ハミシン其他ノ方法ニテ易ク分割シ得ル小片トシテ使用スルヲ目的トスルモノニアリテハ、各斤毎ニ原産地ヲ示ス様マークヲ附スベキモノデアル。

長斤、小切又ハロール形ノ印刷物ニテ、直徑一吋以下ノ小片百枚以下ヨリ成ルトキハ、各長片、小片又ハロール毎ニ必要ナル原産地記號ヲ附スベキデアル。

加奈陀ニ輸入サルル印刷物又ハ石版刷ノモノニテ原産地ヲ浮出又ハ打抜トナシタルモノハ、本令第十六條ニ充

分該當シテ居ルモノトハ認メラレナイ。唯ダ浮出又ハ打抜ノクリスマスカード又ハ摺揆狀ニテ其用語及明瞭ノ度ガ能ク本所定ニ合致シテ居ルモノト認メラレルモノハ此限デナイ。

二、本木製又ハフアイバー製鉛筆

三、煉瓦

四、ゴム手袋

關稅定率法六十六條ニ基キ收稅大臣ノ發セル規定

直チニ輸出又ハ加奈陀通過ノ貨物ハマークヲ附スル必要ナイ。

「製造」、「生産」、「印刷」、又ハ同様ノ文字ヲ用ヒ之ニ國名、市又ハ地方名、州又ハ其市ノ所在シ且商品ガ生産サレシ國ノ地方名ヲ冠シタルトキハ、原產地國ノ指示ニツイテハ充分ナリトセラレル。

生産者名又ハ製造者名ヲ書キ之ニ生産又ハ製造サレル國名、市名、地名ヲ冠スルトキハ是亦充分デアル。

外國ヨリノ輸入品ニシテ英國、加奈陀又ハ其他ノ英領ニ在ル

商人、取扱人ノ商號又ハ商標ヲ有スルモノノマーク附

下記商品ノ加奈陀輸入ハC表一二〇九項ニヨリ禁ゼラレテ居ル。

「外國ニ於ケル製造品ニシテ英國、加奈陀又ハ其他ノ英領ニ於ケル製造者又ハ取扱商ノ氏名又ハ商標デアリ又ハ將來用ヒントスル氏名又ハ商標ヲ有スルモノ、但シ此氏名又ハ商標ニ商品ガ製造サレシ國名、又ハ地方名ヲ明ニ記載セルモノハ差支ナイ」

◎送狀ノ各種雛形ハ印刷ノ都合上省略

希臘向荷物ニ對スル原產地證明書

(昭和五年九月九日附在希松島臨時代理公使報告)

稅關官憲ニ提出スベキ生産原地證明書

一、提出ノ期間(一九三〇年五月十日附大藏省訓令)

一九三〇年五月一日ヨリ實施セラレタル法律第六條ニ依リ、生産原地證明書ハ輸入申告書ト同時ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス、換言スレバ通關ノ際輸入申告書ニ添附スルコトヲ要ス。

通關手續中右證明書ヲ提示スルコト不可能ナルコトノ證明セラレタル場合ニ限り、稅關ハ輸入者ノ請求ニ依リ右證明書提出方ニ關シ二箇月間ノ猶餘ヲ與フルコトヲ得、但此場合ハ輸入貨物ハ保税倉庫ニ收容セラルベキモノトス。保税倉庫ニ收容セラルベキ貨物ト雖條約國ノ原産ニ係ルモノタルコトヲ申告スル場合ハ、右收容ノ際又ハ該收容貨物ノ一部又ハ全部ヲ消費セムトスル際、生産原地證明書ヲ提出スベキモノトス。右收容貨物ヲ消費スル爲ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テ右證明書ヲ提出スルコト能ハザル場合ニ於テハ、稅關ハ消費者ノ請求ニ依リ消費ノ日ヨリ二箇月ノ間右證明書提出ニ關スル猶豫ヲ與フルコトヲ得。

以上二箇月間ノ猶豫ヲ受ケタル場合ハ、輸入者又ハ消費者ハ一般稅率ト協定稅率トノ差額ヲ供託スベキモノトス。稅關官憲ガ誤謬又ハ無効ノ生産原地證明書ヲ誤リテ一旦受理シ、該證明書ガ條約國ノ原産ニ係ル貨物タルコトヲ證

スルニ不充分ナルコトヲ發見シタル場合、又ハ貨物検査ノ際證明書ニ誤謬アルコトヲ發見シタル場合ハ、税關ハ利害關係者ニ對シ該證明書ノ拒絕ヲ通告シタル日ヨリ二箇月間ノ猶豫ヲ該利害關係者ニ與フルコトヲ得。不完全ナル生産原地證明書ヲ受理シタル税關官吏ハ責任ヲ問ハルベシ、而シテ如何ナル場合ニ於テモ右猶豫期間ヲ二箇月以上ニ延長スルコトヲ得ズ。右延長方ニ關シ大藏省ニ提出セラルベキ請求ハ却下セラルルモノトス。

二、生産原地證明書發給機關（一九二五年、一九二八年、一九二九年及一九三〇年ニ於ケル大藏省訓令）

商業及工業諸會議所ハ生産原地證明書發給機關トシテ認めラル、外國ニ於ケル希臘領事官憲、外國ニ於ケル希臘商業會議所及當該貨物ノ生産セラレタル地方ノ外國税關又ハ市町村ハ之ヲ發給スルコトヲ得。

伊太利產貨物ニアリテハ商工業會議所ニ代ハルニ府縣經濟審議會ニ依リ本件證明書ノ發給セラルルコトヲ認ム。

外國ニ於ケル希臘人商業會議所ノ發給シタル生産原地證明書ニ特惠ヲ與へ、外國商業會議所ノ發給ニ係ル證明書ニ不利益ヲ與フルガ如キ措置ヲ禁止ス。

輸出地ニ於ケル製産者ガ當該貨物ガ其ノ製産ニ係ルコトヲ證明シタル宣言書ヲ以テ生産原地證明書ニ代フルコトヲ得。右宣言書ニハ當該貨物ガ其ノ國ノ生産物ナリトノ如キ漠然タル記載ヲナスコトナク其ノ製造ニ係ルコトヲ明示スベク、且之ニ官憲ノ認證ヲ受クベシ、貨物ノ發受業務ヲ營ム輸出入商ノ作成シタル證明書ハ效力ヲ有セズ。

北米合衆國ノ生産品ニ限り當該生産品ノ原産ニ關シ公證人ノ面前ニ於テ作成セラレタル誓文付宣言書ハ生産原地證明書ニ代ハルコトヲ得。

希臘ニ到着シタル貨物ニシテ仕出國ヨリ直送セラレタルモノニアラズ送中外國ヲ通過シ、又ハ外國ニ於テ積換ヘラレ、若ハ港又ハ自由地域ニ於テ入庫セラレタルモノ仕出國ノ生産原地證明書ヲ帶有スルトキハ前掲規定ノ適用ヲ受

ク。即チ原産國ノ商業會議所ノ發給スル證明書ヲ有效トス、但シ途中ニ於テ貨物カ取換ヘラレタル疑ナキコトヲ要ス。若シ前記ノ貨物ニシテ原産地ニ於テ發給セラレタル生産原地證明書ヲ帶有セザルモノ（普通積換貨物ハ積換地ニ於テ若干ノロットニ分ケラレ該地ヨリ近東及濠洲等ノ市場ニ輸送セラルルニ付右證明書ヲ帶有セザルコトハ珍ラシカラズ）積換地ニ於ケル商業會議所ノ發給スル證明書ヲ帶有スルモ充分ナラズ。積換地ニ於ケル税關、自由地帶若ハ自由港ノ官憲ノ證明書ヲ帶有スルコトヲ要ス、蓋シ當該貨物ノ原産地ヲ承知シ得ヘキ地位ニアルモノハ積換ヲ監視セル前記官憲以外ニナキカ故ナリ。

積換地ニ於ケル希臘領事官憲ノ發給スル證明書モ受理セラルベキモ、此場合ニ於テハ領事官憲ガ税關官憲同様事實ヲ正確ニ檢覈シタル上發給セラレタルモノニ限ル從テ資格ナキ團體（此場合ニ於テハ例ヘバ商業會議所）ノ爲シタル署名ヲ單ニ認證ノ爲ノ領事官ノ查證ノミニテハ充分ナラズ、事實ヲ確實ニ認證セル領事官ノ證明ヲ要ス。

前記積換ノ場合ニ於ケル一例外ハ英國ノ屬地又ハ殖民地ノ原産ニ係ル貨物ニシテ、英國即チ歐羅巴ニ於ケル英本國ノ港ニ於テ積換ヘラレタル貨物ニ關スルモノトス、即チ是等ノ貨物ハ希臘ニ輸入セラルルニ當リ原産地ノ證明書例ヘハ印度ニ於ケル商業會議所ノ發給シタル證明書ヲ帶有セズトモ英本國ニ於ケル倫敦マンチエスター、バーミンガム、ブラッドフォード、ハツダースフィールド、ハル、リーズ、ライスター、リヴァプール、ノース、シヤフォードシャー、ノツタイムガム、ブレストン及シエフィールドノ名商業會議所ノ發給スル證明書ヲ具有スレハ足ルモノトス。

最後ニサロニカ自由地域ニ搬入セラレ該地域ヨリ希臘國內ニ輸送セラルル貨物ニハ、一九三〇年ノ訓令第七四八號ニ依リ該地域官憲ガ原生産原地證明書ヲ基トシ作成シタル證明書ノ帶付セラルルコトヲ要ス。又サロニカニ於ケル

セルビア自由地域ヨリ輸送セラルル貨物ニ關シテモ、希臘國自由地域トセルビア自由地域トノ關係ヲ律スル爲ニ結
ハレタル條約ニ依ル相互主義ニ基キ同様ノ取扱アルベキモノトス。

家畜類ニアリテハ獨立ノ生産原地證明書ヲ帶有スルコトナク、衛生證明書ニ依リ其ノ原産ヲ證スルコトヲ得。

希臘國生産品ニシテ希臘國ヨリ外國ニ輸出セラルルモノハ、希臘國ノ生産ニ係ルコトヲ證スヘキ證明書ヲ帶有スル
コトヲ要ス。右證明書ノ發給機關ハ左ノ如シ。

稅關、自由地域官憲、商工業會議所、輸出品製造者、煙草ニアリテハ希臘煙草保護局(此場合ニ於テハ別ニ他ノ
官憲ニ依リ保護局ノ證明ナルコトヲ證明セラルルコトヲ要ス)。

右證明書ノ發給機關ハ壽府ニ於テ署名セラレタル稅關手續ノ簡捷ニ關スル國際條約第十一條ノ規定ニ從ヒ國際聯盟
書記局ニ通知濟ナリ。

(註) 希臘國政府ハ右壽府ニ於テ署名セラレタル稅關手續ノ簡捷ニ關スル條約ニ對シ、千九百二十七年四月十
九日批准ヲ了シ居レリ尙同條ノ規定ハ別紙ノ通ナリ。

三、生産原地證明書ノ作成方法及查證

希臘官憲ニ提出スベキ生産原地證明書ニハ、特定ノ國ノ原産又ハ製造ニ係ルコト及該貨物ノ性質、正味及風袋ノ重
量、箇數及記號、貨物ノ容器、輸入者ノ氏名、希臘ニ輸送スル船舶ノ名ヲ記載スルコトヲ要ス。

第三國ニ於ケル稅關假置場又ハ保稅倉庫ヨリ轉送セラルル貨物ニハ、前記事項ノ外ニ生産原地證明書ニ右假置場又
ハ保稅倉庫ヨリ積出サレタルコトヲ記載スベシ。

波蘭及土耳其ノ生産品ニ關シテノミ生産原地證明書ニハ希臘領事官憲ノ查證ヲ要ス、右ハ該兩國ニ於テ同様ノ取扱

ヲ爲シ居レルニ付、兩國トノ確定的通商條約ノ成立スル迄右ノ取扱ヲ爲スモノトス。

希臘國政府ハ生産原地證明書ニハ領事ノ查證廢止ノ主義ヲ採用シ居レル次第ナルカ、何等カノ理由ニ於テ之ヲ必要
トスル場合アルモ、無料ニテ(但シ相手國ニ於テモ相互的ニ無料トスルコトヲ要ス)又ハ對外諸條約ニ依リ定メラ
ル最低ノ料金ニテ之ヲ行フモノトス。

四、特殊ノ貨物ノ證明 (一九二五年ノ訓令)

生産地又ハ特定國ノ獨占品タルノ事實ニ依リ特殊ノ性質ヲ有スル貨物、例ヘハ佛蘭西、瑞西、英吉利産ノフロマー
ヂユ佛蘭西産又ハ商標等ノ周知セラレ居ル葡萄酒リククール等ニ對シテハ、稅關官憲ハ生産原地證明書缺如セル場
合ト雖其ノ原産ヲ承知シ得ル場合ハ、輸入申告書ニ其ノ旨ヲ記載セシメ之ニ通關取扱人及検査官ノ署名ヲ求メ右特
定ノ貨物タルコトヲ認ムルコトヲ得ベシ、公認セラレ且疑ノ餘地ナキ商標其ノ他ノ記號ニアリテハ、之ヲ帶有スル
貨物ニハ生産原地證明書ヲ要セズ。

内地生産品ヲ充填ノ上外國ニ再輸出ノ爲輸入セラルル容器ニシテ、原産ノ周知ノモノニアリテハ、生産原地證明書
ヲ提出スルコト能ハザルカ又ハ之ヲ缺如セル場合ニ於テモ、稅關官憲ハ通關前送狀、輸送船舶ノ出發地等事實ヲ考
慮シタル上、前記同様ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ベシ。個人ノ常用ニ供セラルル物品ニシテ既ニ使用セラレタルモノ外
國市場ヨリ輸入セラレタルトキハ、當該物品ノ生産國又ハ製造國ヲ調査スルコトナク、右仕出國ノ原産ニ係ルモノ
ト看做ス(例ヘバ空靴ノ如シ)。小包郵便ハ何等ノ手續ヲ要セズ、發送國生産品ヲ收容シ居ルモノト看做ス。

旅客ノ携行品ニシテ關稅ヲ賦課セラルベキモノハ、當該品ノ原産地ノ明ナルモノ以外ハ該旅客ノ出發シタル國ノ生
産品ト看做ス。

五、第三國ヲ通過シ又ハ第三國ニ於テ陸揚セラレ又ハ加工セラレタル貨物(一九二七年及一九二八年ノ訓令)

既述ノ通第三國ヲ通過シ又ハ第三國ニ陸揚セラレタルモノ希臘ニ輸入セラレタルトキハ、右通過又ハ陸揚ハ其ノ生産地ニ關シ何等ノ影響ヲ與フルモノニ非ズシテ、生産原地證明書ニ依リ證セラルモノトス。最モ使用セラレタル空ノ容器(靴及樽ノ如シ)ハ其ノ什出サレタル國ノ生産品ト看做スノ例外アリ。

生産國ニアラサル第三國ニ於テ加工セラレ新ナル物品トナリタルモノ(例ヘハ小麥ヲ小麥粉ト爲シタル場合)又ハ價格ノ二割五分以上ヲ増シタル加工ヲ受ケタルモノハ、該加工ノ事實ニ依リ貨物ノ原産ヲ標準トセル關稅ノ賦課上ニ影響ヲ與フルモノトス。

右新ナル物品ニ加工セラレタルヤ又ハ加工ニ依リ價格ヲ増加セラレタルヤノ事實ハ、加工地ニ於ケル希臘國領事官憲若ハ外國官憲ニ依リ證明セラルコトヲ要ス。

英國ノ屬地又ハ殖民地ノ茶ニシテ英本國ノ市場ヨリ希臘ニ輸入セラルルモノハ、其ノ原產地ハ原產地ニ於テ交付セラレタル證明書若ハマンチエスター、倫敦、バーミンガム、ブラッドフォード、グラスゴー、ハーターズフィールド、ハル、リーズ、ライスター、リヴァプール、ノース、スタフォードシャー、ノッティンガム、プレストン及シエフィールドノ各商業會議所ノ發給シタル證明書ニ依リ證セラルベシ。若シ此等商業會議所ニ依リ發給セラレタル證明書記載ノ原產地ガ英通商條約ニ加入シ居ラザル英國ノ屬地又ハ殖民地ナルトキハ、之ニ一般稅率(最高稅率)ヲ課ス。

若シ右茶ガ各地ノ原産ニ係ルモノノ混合セルモノナルトキハ、證明書ニ各混茶ノ割合及混茶ノ結果生ジタル價格増加ノ割合ヲ記載スルコトヲ要ス。若シ右増加價格ニシテ二割五分以上ナルトキハ、該混茶ノ一部ガ狀約國以外(支

那、滿洲ノ如シ)ノ生産品ナル場合ト雖、條約國ノ生産品ト(英本國ニ於テ混茶セラレタル爲)看做サルベシ。

生産地又ハ加工地ノ如何ヲ問ハズ第三國ノ港、例ヘバアレキサンドリア、ポルトサイド、漢堡、トリエスト、フューメ馬耳塞等ニ於テ積換ヘラレ希臘國ニ輸入セラルルモノハ、積換地ニ於ケル希臘國領事官憲若ハ稅關官憲ヨリ發給セラレタル證明書ヲ具有スルコトヲ要ス。其ノ發給機關ノ如何ヲ問ハズ該機關ノ發給セル證明書ニ對シ、單ニ希臘國領事官憲ガ查證シタルノミニテハ充分ナラズ。和蘭ノ殖民地産茶ニシテ和蘭本國ヨリ希臘ニ輸入セラルルモノハ(他ノ原產地ノ茶ト混合セラレザル場合ニ限ル)、和蘭本國ニ於テ發給セラルル證明書ヲ具有セバ可ナリ。

六、條約國ノ生産品ナルコトヲ申告シ之ヲ證明シ得ザル場合(一九二六年ノ訓令)

輸入又ハ倉入ノ申告書ニ條約國ノ生産品ナルコトヲ記載セラレタル場合ニシテ、通關ノトキ之ヲ證明シ得ザルモノ又ハ二箇月ノ原產地證明書提出猶豫期間ノ經過シタルモノニハ、法律第一一六五號第三十三條ニ依リ最低稅率又ハ協定稅率ト一般稅率トノ差額ヲ追補稅トシテ課セラルベシ。

七、希臘ニ於テ最低稅率及關稅上ノ最惠國待遇ヲ受ケル國(一九三〇年七月二十一日現在)

(1) 英國(北部愛蘭土ヲ含ム)(一九二六年七月二十八日ヨリ效力ヲ發シタル同年七月二十三日ノ通商航海條約ニ依ル、愛蘭土自由國ハ別ノ條約ニ依ル)

(2) 英國ノ殖民地屬地ニシテ希臘ト特ニ協定ヲ結ビタルモノ印チ印度(一九二六年九月十一日以降)、ニューヂーランド(一九二六年十一月十六日以降)、ニュー、ファンド、ランド(一九二六年九月十一日)

(3) 希英通商航海條約ニ加入シタル英國ノ殖民地及屬地

1、セイロン、マラツカ、ウインドワード島(一九二七年三月一日以降)

608
257

- 2、マルタ、キイプロス(一九二七年三月四日以降)
- 3、モリシアス(同年同月八日以降)
- 4、パレスチナ、ガムビー(同年同月二十三日以降)
- 5、シシエル島(同年五月十日以降)
- 6、リーワード島(一九二七年五月十日以降)
- 7、セントヘレナ島(同年同月同日以降)
- 8、フオー克蘭ド島(同年七月四日以降)
- 9、ニゼリア、ゴールドコースト、シイラレオン(一九二八年九月二十二日以降)
- 10、北ボルネオ(一九二九年二月十一日以降)
- 11、トリニダッドトバゴ(同年一月十一日以降)
- 12、ジャマイカ、ターク島、カイク、ケモン(一九三〇年三月二十四日以降)
- 13、香港
- (4) 愛蘭土自由國(一九三〇年五月十五日ヨリ効力ヲ發生シタル希愛通商條約)
- (5) アルバニア(希ア通商條約一九二八年十一月十五日効力發生)
- (6) 埃及(一九三〇年四月十二日ノ大統領令)
- (7) アビシニア(一九二二年二月十八日ノ條約)
- (8) 亞爾然丁(染色用固形樹液ノミニ對シ命令ヲ以テ最低稅率ヲ附與ス)

- (9) 奧太利(一九二五年四月十八日附暫定通商協定、同年九月八日ヨリ發效)
- (10) 白耳義(一九二八年九月十日附暫定通商協定、同年九月十一日ヨリ發效)
- (11) 勃牙利(一九二七年二月二十八日ノ暫定通商條約、同年十月十九日ヨリ發效、但シ右條約ハ希國側ヨリ一九三〇年七月十五日廢棄ノ通告ヲ發セラレ同年十月十五日以降消滅スルモノトス)
- (12) 佛蘭西(一九二九年三月十一日ノ通商條約ニ依リ一九三〇年四月一日迄効力ヲ發シ四月一日ヨリハ暫定取極ニ依リ佛蘭西ハ前記條約附屬B表協定稅率ノ利益ヲ失ヒ單ニ最惠國待遇ヲ享受スルモノトス)
- (13) 獨逸(希獨通商航海條約、一九二八年七月一日發效)
- (14) 丁抹(一九二七年十月十七日附大統領令ニ依ル)
- (15) ダンチヒ(ダンチヒノ生産物ハポーランド産トシテ取扱ハルル同地ニ於テ積換ヘラレタル貨物ハ原產地ノ如何ニ依リ課稅ス)
- (16) 瑞西(希瑞西通商條約、一九二六年十一月三十日發效)
- (17) エストニア(希エストニア通商條約一九二七年十二月十日發效)
- (18) 米國(一九二四年十二月九日附希米通商暫定取極)
- (19) 日本(一九二五年日希暫定取極)
- (20) 伊太利(一九二六年九月十一日希伊通商條約、一九二七年七月六日發效)
- 伊國殖民地、保護領及勢力範圍ハ右條約ノ利益ヲ享受ス
- (21) アイスランド(一九三〇年二月十九日附大統領令)

(22) 和蘭(一九二六年五月十二日ノ希臘通商條約、同年九月十一日發效)
 和蘭ノ殖民地(スリナム、キュラサオ、蘭領印度、スマトラ、ジャバ)ハ一九二六年九月十一日ヨリ右條約ノ利益ヲ受ク

(23) レトニア(一九二八年二月十六日ヨリ發效ノ通商條約)

(24) リヒテンスタイン(瑞西リヒテンスタイン間ノ關稅同盟存立ノ間希臘西條約ノ利益ヲ享受ス)

(25) ルクサンブルグ(白耳義ルクサムブルグ間ノ關稅同盟存立ノ間希臘西條約ノ利益ヲ受ク)

(26) 諾威(希臘通商條約、一九二八年十一月二十九日發效)

(27) 洪牙利(一九二六年九月十四日附大藏省令)

(28) 波斯(通商暫定取極、一九三〇年十月九日滿期)

(29) 波蘭(一九三〇年五月三十日附最惠國待遇許與ニ關スル大藏省令)

(30) 羅馬尼(一九二七年四月一日ヨリ發效ノ暫定通商協定)

(31) 露西亞(一九二九年六月二十五日ヨリ發效ノ通商條約)

(32) ユーゴスラヴ(一九二八年十一月一日ヨリ發效ノ通商航海條約)

(33) 英埃スーダン(希臘間ノ條約關係ニ依ル利益ヲ享受ス)

(34) 瑞典(一九二七年六月十一日ヨリ發效ノ通商條約)

(35) 土耳其(一九三〇年四月三十日附大統領令ニ依リ暫定的ニ最惠國待遇ヲ受ク)

(36) チェツコスロヴァキア(一九二五年四月二十三日ヨリ發效ノ通商暫定取極)

(37) フィンランド(一九二八年一月十三日ヨリ發效ノ條約ニ依リ或種品目ニ對シテノ最惠國待遇ヲ許與ス)

穀類及乾菜ハ其ノ原產地ノ如何ヲ問ハズ一九二六年一月十二日附ノ大統領令ニ依リ之ニ最低稅率ヲ課ス。

南亞產染色用樹液ニ關シテモ、近ク之ニ最低稅率ヲ適用スベキ大統領令公布ノ豫定ナリ。

目下條約關係ヲ有セズシテ一般稅率ヲ受クルモノハ、歐洲ニアリテハ西班牙、葡萄牙(近ク勃牙利モ無條約關係ニ立ツベシ)ニ箇國ニシテ、歐洲以外ニ就テハ支那、加奈陀、濠洲、南米諸國(亞爾然丁、墨西哥、秘露、智利等)及英希條約ニ加入シ居ラザル英國ノ殖民地及屬地トス。

附錄 稅關手續簡捷ニ關スル國際條約

第十一條

締約國ハ原產地證明書ヲ要スル場合ヲ成ルベク少クスベシ。

右原則ニ從ヒ、且稅關官廳ガ眞正ノ原產地ヲ審査スルノ權利及從テ又證明書ノ提出アルニ拘ラズ其ノ必要ト認ムル他ノ證據ヲ要求スルノ權能ヲ完全ニ保有スベキ了解ノ下ニ、締約國ハ左ノ規定ニ從フコトヲ約ス。

一 締約國ハ原產地證明書ノ發給及承認ニ關スル手續及形式ヲ成ルベク簡單且衡平ナラシムル手段ヲ執ルベク、又該證明書ヲ要スル場合及其ノ發給ノ條件ヲ公示スベシ。

二 原產地證明書ハ締約國ノ官憲ノミナラズ、必要ナル權限ヲ有シ且充分ナル保證アル他ノ機關ニシテ豫メ各關係國ニ依リ特ニ承認セラレタルモノモ亦之ヲ發給スルコトヲ得。各締約國ハ原產地證明書交付ノ目的ノ爲。其ノ指定シタル機關ノ表ヲ國際聯盟事務局ニ成ルベク速ニ送付スベシ。各國ハ右ノ方法ニ依リ通知セラレタル機關ガ不

608
257

當ニ證明書ヲ發給シタルコト判明ストキハ、該機關ニ對シ承認ヲ取消スノ權利ヲ保留ス。

三 貨物ガ原産國ヨリ直接ニ輸入セラレズシテ締約國タル第三國ノ領域ヲ經テ輸送セラルル場合ニハ、税關官廳ハ右三國ノ承認セラレタル機關ニ依リ作成セラレタル原産地證明書ヲ受理スベシ。但シ右官廳ハ該證明書ガ原産國ニ依リ發給セラレタル證明書ノ場合ニ於ケルト同様ニ完備セルモノナルコトヲ審査スルノ權利ヲ保留ス。

四 税關官廳ハ左ノ場合ニ於テハ原産地證明書ノ提出ヲ要求セザルベシ。

(イ) 關係人ガ右證明書ノ提出ニ因リ適用セラルベキ制度ノ利益ニ對スル一切ノ要求ヲ拋棄スル場合。

(ロ) 貨物ノ性質ニ依リ其ノ原産地明白ニシテ。且此ノ點ニ付關係國間ニ豫メ取極ガ締結セラレタル場合、

(ハ) 貨物ガ正當ニ地方的名稱ヲ用ヒ得ルモノナル旨ノ證明書ガ添附セラルル場合。但シ該證明書ハ此ノ目的ノ爲ニ指定セラレ且輸入國ニ依リ承認セラレタル機關ノ發給ニ係ルモノタルベシ。

五 當該國ノ法令ガ認ムル場合ニ於テ且相互主義ノ下ニ税關官廳ハ

(イ) 濫用ノ疑アル場合ヲ除ク外、明ニ商業的性質ノモノニ非ザル輸入品又ハ商業的性質ノモノナルモ、價額小ナル輸入品ニ關シテハ原産地ノ證明ヲ免除スベシ。

(ロ) 即時ニ輸出セラレザル貨物ニ關シ發給セラレタル原産地證明書ト雖モ、該貨物ガ輸出國ト仕向國ト隣接スルカ、又ハ隣接セザルカニ依リ、夫々一月又ハ二月ノ期間内ニ發送セラルル場合ニハ、之ヲ受理スベシ。該貨物輸送ノ遅延ノ理由ガ充分ナリト認メラルル場合ニハ該期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得。

六 輸入業者ガ充分ナル理由ニ依リ其ノ貨物ヲ輸入スル際、原産地證明書ヲ提出スルコトヲ得ザルトキハ税關官廳ハ證明書ノ提出ニ必要ナル猶豫期間ヲ與フルコトヲ得、但シ右官憲ガ將來支拂ヲ要スルコトアルベキ課金ヲ保障

スル爲、必要ト認ムル條件ニ依ルモノトス。證明書ヲ其ノ後ニ於テ提出シタルトキハ、支拂ハレタル課金又ハ過剩ニ供託セラレタル金額ハ能フ限り速ニ拂戻サルベシ。

前記ノ規定ヲ適用スルニ當リテハ割當制度ノ下ニ於テ輸入シ得ベキ數量ノ滿限ニ依リ生ズルコトアルベキ狀況ヲ考慮ニ容ルヘシ。

七 證明書ニハ輸入國ノ國語又ハ輸出國ノ國語ヲ用フルコトヲ得、但シ輸入國ノ税關官憲ハ該文書ノ意味ニ關シ疑アルトキハ其ノ翻譯ヲ要求スルノ權利ヲ保有スルモノトス。

八 原産地證明書ニハ原則トシテ領事官ノ查證ヲ要セズ、殊ニ税關官廳ヨリ發給セラレタルモノナル場合ニ於テ然リトス。例外ノ場合ニ於テ領事官ノ查證ヲ要求スルトキハ、關係人ハ查證ノ爲其ノ選擇ニ從ヒ原産地證明書ヲ自己ノ地域ノ領事官又ハ隣接地域ノ領事官ノ何レカニ呈示スルコトヲ得。查證ノ料金ハ成ルベク低廉ナルベク、發給ノ費用ヲ超ユルコトヲ得ズ殊ニ貨物ノ價額小ナル場合ニ於テ然リトス。

九 本條ノ規定ハ原産地證明書トシテ用ヒラルル一切ノ文書ニ適用セラルベシ。

608
257

608
257

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851(菊倍)	30. cm. x	22.5cm. x	1cm.
852(四六倍)	26. ,, x	18.5 ,, x	1 ,,
853(菊)	22.5 ,, x	15. ,, x	1 ,,
854(四六)	18.5 ,, x	12.5 ,, x	1 ,,
855(特)	24. ,, x	15. ,, x	1 ,,

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS
F. MAMIYA & CO.
OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

